

奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、運動部活動に励み、顕著な功績があると認められる個人及び団体に対し教育委員会が表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

（表彰）

第二条 教育委員会は、県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校在籍する生徒又は生徒で構成された団体であって、運動部活動に励み、顕著な功績があると認められるものに対し、奈良県教育委員会優秀選手賞（以下「優秀選手賞」という。）を与える。

2 優秀選手賞は、賞状とする。

第三条 教育委員会は、前条に該当する者で、その功績が特に顕著であるものに対し、奈良県教育委員会特別優秀選手賞（以下「特別優秀選手賞」という。）を与える。

2 特別優秀選手賞は、賞状及び副賞とする。

（選考）

第四条 優秀選手賞及び特別優秀選手賞を与えられるものについては、奈良県教育委員会が選考を行い、決定するものとする。

（その他）

第五条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十九年十二月 日から施行する。

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則</p>	<p>運動部活動に励み、顕著な功績があると認められる個人及び団体に対し教育委員会が表彰するため、所要の規則を制定しようとするものである。</p>	<p>1 (趣旨) 運動部活動に励み、顕著な功績があると認められる個人及び団体に対し教育委員会が表彰することについて、必要な事項を定めるもの。 (第1条関係)</p> <p>2 (表彰) 県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校に在籍する生徒又は生徒で構成された団体であって、運動部活動に励み、顕著な功績があると認められるものに対し、奈良県教育委員会優秀選手賞を与える。優秀選手賞は、賞状とする。 上記に該当する者で、その功績が特に顕著であるものに対し、奈良県教育委員会特別優秀選手賞を与える。特別優秀選手賞は、賞状及び副賞とする。 (第2・3条関係)</p> <p>3 (選考) 優秀選手賞及び特別優秀選手賞を与えられるものについては、奈良県教育委員会が選考を行い、決定するものとする。 (第4条関係)</p> <p>4 (その他) この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。 (第5条関係)</p> <p>附 則 この規則は、平成二十九年十二月 日から施行する。 (附則関係)</p>

＜奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰の要旨＞

趣 旨 運動部活動に励み、顕著な功績があると認められる個人及び団体に対し教育委員会が表彰する

表 彰 県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校に在籍する生徒又は生徒で構成された団体であって、運動部活動に励み、顕著な功績があると認められるものに対し、奈良県教育委員会優秀選手賞を与える。

また、上記に該当する者で、その功績が特に顕著であるものに対し、奈良県教育委員会特別優秀選手賞を与える。

選 考 奈良県教育委員会において選考する。

担 当 課 保健体育課